

事 務 連 絡
平成 28 年 3 月 31 日

都 道 府 県
各 指 定 都 市 障害保健福祉主管課 御中
中 核 市

厚生労働省社会・援護局
障害保健福祉部 障害福祉課

「障害者支援施設等の開所日数の取扱いに関する Q & A」の送付について

平素より、障害保健福祉行政の推進に、格段の御高配を賜り厚く御礼を申し上げます。

標記の件につきまして、別添のとおり送付いたしますので、各自治体におかれましては、御了知の上、管内市町村、関係団体、関係機関に周知徹底を図るとともに、その取扱いに当たっては遺漏なきようお願いします。

【送付資料】

障害者支援施設等の開所日数の取扱いに関する Q & A

(照会先)

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部

障害福祉課

TEL 03-5253-1111 (代表)

福祉サービス係 (内線 3091)

障害者支援施設等の開所日数の取扱いに関するQ & A

（開所日数の取扱い）

問 生活支援員等の必要数の算出に用いる「前年度の平均値」の算出に当たっては、当該年度の前年度の利用延べ数を開所日数で除して得た数とするとされているが、開所日数とは何を指すのか。

（答）

開所日数とは、基本的には運営規程で定める営業日をいうものであるが、例えば、障害者支援施設等が行う昼間実施サービスにおいて、運営規程上の営業日が土日を含めた日数になっていたとしても、土日に昼間実施サービスの利用者がなく、実質的に昼間実施サービスを提供していない場合は開所日数には含まれない。なお、生活介護の人員配置体制加算等の算定に当たり、前年度の利用者の数の平均値を算出する場合も同様である。